

2022年11月8日

石油鉱業連盟

法制度検討メモ

- 二重規制の排除について
まずは2030年のCCS事業の開始に向けて、できるだけ早期に法整備を行うことを要望します。地下の貯留層に海域と陸域の区別はなく、一つの法律で一元的に管理されるべきであり、その際、二重規制は排除されるべきと考えます。また、行政組織としては、経済産業省においてワンストップで対応することが適切と考えます。

- 貯留事業権の創設について
二酸化炭素貯留事業は、長期安定的な操業の必要があるため、貯留事業を行う権利を鉱業権類似のものとして創設することが適切と考えます。

- 鉱区と貯留区の権利関係の調整について
既存の鉱区と重なる場合は、既存の鉱業権者の権利が優先されるべきであり、特に、枯渇油ガス田を活用したCCS事業においては、入札の例外とすべきと考えます。

- モニタリング責任について
モニタリングについては、科学的かつ合理的な範囲とすべきであると考えます。また、モニタリング責任を含む管理責任は、一定期間後、二酸化炭素の所有権の国への移転とともに移管させることが適切と考えます。

- 第三者賠償責任の実質的な制限について
予測しえない災害で損害が生じた場合等において、事業者が全責任を負うのは不適切であり、合理的な範囲での責任の限定が必要と考えます。

以上